

インターネット差別書き込みモニタリング事業を開始

インターネット上の差別書き込みの早期発見、拡散防止並びに抑制を図るとともに市民の人権意識の高揚を図るため、インターネット差別書き込みモニタリング事業を実施します。

- 1 目的** インターネットの普及に伴い、匿名性、情報発信の容易さから、差別を助長する書き込み等人権に関するさまざまな問題が発生しています。そのような現状を踏まえ、インターネット上の差別書き込みの抑制、差別の助長や拡散の防止を目的として実施します。
また、市民に差別書き込みの現状を周知し、差別書き込みを発見した場合は情報提供を呼びかけます。
- 2 特徴** 市内最大の市民団体である三木市人権・同和教育協議会にモニタリング業務を委託することにより、単にモニタリングを行うだけではなく、広く市民に周知し、市民によるモニタリング活動へと広がります。
- 3 開始日** 令和元（2019）年 6 月 27 日（木）
- 4 実施回数** 週 2 回以上（2 時間程度/日）
- 5 監視の対象** 三木市及び三木市民に関係するインターネットを介した差別書き込み

問い合わせ先 三木市市民生活部人権推進課（総合隣保館）
電話 0794-82-8388
三木市志染町吉田 823